建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東芝電材マーケティング株式会社　山崎　正登　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央３―４―36　国土交通大臣許可（般・特―23）第21953号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新井工業株式会社　新井　秀武　埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸３―８―９　国土交通大臣許可（般・特―23）第21717号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホーム東京株式会社　下ノ村秀樹　東京都杉並区高井戸東２―４―５　国土交通大臣許可（般・特―22）第4950号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　メックテクノ株式会社　毛綿谷　聡　東京都品川区大崎２―８―１　国土交通大臣許可（特―25）第20508号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　丸紅コミュニティ株式会社　山下　忠彦　東京都港区芝５―20―６　国土交通大臣許可（般・特―23）第17234号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社くりいく　関根　　寛　東京都三鷹市大沢１―１―21　国土交通大臣許可（特―21）第18438号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　太陽計測株式会社　弘田　　朗　東京都大田区山王１―２―６　国土交通大臣許可（般・特―22）第16390号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大京建設　土田穣一郎　東京都渋谷区千駄ヶ谷４―19―18　国土交通大臣許可（般・特―25）第25268号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 26 年８月 11 日
関東地方整備局長　越智　繁雄
1　処分をした年月日　平成26年７月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ヨコハマ弾性舗装システム株式会社　矢野　幹夫　東京都港区高輪２―15―15　国土交通大臣許可（般―21）第20664号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。